



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・地方公営企業法</p> <p>第九条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。</p> <p>一 その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。</p> <p>二 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。</p> <p>三 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。</p> <p>四 予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること。</p> <p>五 決算を調製し、地方公共団体の長に提出すること。</p> <p>六 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。</p> <p>七 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。</p> <p>八 契約を結ぶこと。</p> <p>九 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。</p> <p>十 予算内の支出をするため一時の借入をすること。</p> <p>十一 出納その他の会計事務を行うこと。</p> <p>十二 証書及び公文書類を保管すること。</p> <p>十三 労働協約を結ぶこと。</p> <p>十四 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けすること。</p> <p>十五 前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律      第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。</p> <p>・地方財政法      第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合</p> <p>二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)</p> <p>三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合</p> <p>四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法 第二条 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。 イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの</li>   <li>・相模川流域下水道の維持管理に関する原則 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。</li>   <li>・相模川流域下水道の設置・改築等に関する費用負担の原則 1 流域下水道の設置・改築等の建設改良費（国庫補助事業については地方負担額）については、県と関連市町が分担するものとし、その負担割合はそれぞれ2分の1とする。 ただし、建設に係る給与費のうち一般会計の業務に係る費用等については、県が全額負担する。 また、相模川流域の建設に係る給与費・事務費は、建設に係る給与費・事務費の総額に対して、建設改良費のうち工事費等（建設改良費から建設に係る給与費・事務費及び固定資産購入費を除いた費用）の相模川流域に係る費用の割合を掛けて計算する。</li>   <li>・相模川流域下水道処理場等所在地負担金取扱要領 1 本要領は、相模川流域下水道事業における処理場等所在地負担金の交付の対象となる事業、額の決定、交付及び決算報告等に関する事項について、その取扱いを定める。</li>   <li>・相模川流域下水道事業研修施設等の運営及び維持管理に関する協定書 第1条 この協定は、次条に定める施設（以下「研修施設等」という。）の適切な運営管理を図るため、当該施設の運営及び維持修繕等の方法並びに甲乙の協力体制、役割分担等に関し必要な事項を定めるものとする。</li>   <li>・茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川総務課所管に係る補助金交付要綱 第1条 この要綱は、茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川総務課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・下水道法 (使用料) 第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。</p> <p>2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。</p> <p>一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。</p> <p>二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。</p> <p>三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。</p> <p>四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。</p> <p>3 略</p> <p>・茅ヶ崎市下水道条例 (使用料の徴収) 第15条 公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）は、使用者から徴収し、その額は、次に掲げる額を合計して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、排除される汚水の水質が著しく悪いため汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認めるものについては、前項に規定する使用料の額の3倍の範囲内の額の使用料を使用者から徴収することができる。</p> <p>3 使用料は、2月分ごとの公共下水道に排除する汚水の量（以下「汚水排除量」という。）により算定し、徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、1月分ごとの汚水排除量により算定し、徴収することができる。</p> <p>4 使用料の納期限その他使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>5 略</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法 (受益者負担金) 第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</li>   <li>・ 地方自治法 (分担金) 第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</li>   <li>・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、都市計画法第62条第1項の規定により事業の認可について告示された区域(以下「事業認可区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権、又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。 2 市長は、事業認可区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業に係る土地で仮換地の指定を受けたものについて必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして前項の受益者として定めることができる。</li>   <li>(分担金) 第10条 市長は、事業認可区域以外の区域に存する土地のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第24条第1項の規定による許可に基づき、公共下水道に汚水を排除することができることとなったもの(以下「認可区域外流入地」という。)の所有者(地上権等の目的となっている認可区域外流入地にあつては、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人)から分担金を徴収するものとする。</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・下水道法 (排水設備の設置等) 第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>・茅ヶ崎市下水道条例 (排水設備の新設等の基準) 第3条 排水設備義務者が排水設備を新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(5) 略</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・下水道法 （特定事業場からの下水の排除の制限） 第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p>（特定施設の設置等の届出） 第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>（事故時の措置） 第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>・茅ヶ崎市下水道条例 （除害施設の設置等の届出） 第十二条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」</li></ul>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」</li></ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法      第百三十八条の四      ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市附属機関設置条例      第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。      第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。      第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。</p> <p>・ 茅ヶ崎市下水道運営審議会規則      第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市下水道運営審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	